モザンビークの中小企業振興策

2016 年 10 月 日本貿易振興機構(ジェトロ) ヨハネスブルク事務所 海外調査部中東アフリカ課

【免責条項】
本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
本調査レポートで提供している情報は、こ利用される力のご判断・責任においてご使用へたさい。 ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は
一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

Copyright (C) 2016 JETRO. All rights reserved.

内容

はじめに	1
第 1 章 モザンビークにおける中小企業の定義と現状	2
1.1 モザンビークにおける中小企業の定義	2
1.2 モザンビークにおける中小企業の現状	2
第 2 章 中小企業振興に係る主要アクターとその構造	5
2.1 行政機関	5
2.2 民間団体	7
第 3 章 モザンビークにおける中小企業振興政策と法制度	8
3.1 中小企業の関連法制度	8
3.2. 中小企業振興政策	8
第 4 章 外国政府・国際機関等による中小企業振興に係る支援・取り組み	17
4.1 ドイツ国際協力公社(GIZ)による中小企業振興支援	17
4.2 米国国際開発庁(USAID)による支援	17
4.3 国際金融公社(IFC)による支援	18
第 5 章 モザンビークにおける中小企業及び中小企業政策に関する問題点	19

【略語一覧】

略語	名 称	日本語名
ACIS	Associação de Comercio, Industria e Serviços	商工サービス協会
APME	Associacao das Pequenas e Medias Empresas de	モザンビーク中小企業連合会
	Mocambique	
BAU	Balcões de Atendimento Único	ワンストップ・ショップ
C0rE	Centro de Orientação ao Empresário	ビジネス支援センター
CPI	Centro de Promoção de Investimentos	投資促進センター
CTA	Confederação das Associações económicas de	モザンビーク経済団体連合会
	Moçambique	
DASP	Direção Nacional de Apoio ao Desenvolvimento	民間セクター開発支援局
	do Sector Privado	
e-BAU	Plataforma Integrada de Prestação de Serviço	市民への統合サービス提供基盤
	ao Cidadão	
GAZEDA	Gabinete das Zonas Económicas de 経済特区開発庁	
	Desenvolvimento Acelerado	
GIZ	Deutsche Gesellschaft fur Internationale	ドイツ国際協力公社
	Zusammenarbeit	
INE	Instituto Nacional de Estatística	統計局
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IPEME	Instituto para a Promoção das Pequenas e Medias	中小企業振興機構
	Empresas	
IPEX	Instituto para a Promoção de Exportações	輸出振興機構
MIC	Ministério da Industria e Comercio	モザンビーク商工省
USAID	United States Agency for International	米国国際開発庁
	Development	
ADVZ	Agencia de Desenvolvimento do Vale do Zambeze	ザンベジ流域開発庁

はじめに

モザンビークは、アルミニウム製錬等のメガ・プロジェクトや南部アフリカ諸国への物流起点となるマプト回廊、ベイラ回廊、ナカラ回廊といった回廊開発に支えられて高い経済成長を維持している。 一方、約500万人以上¹が従事していると言われている中小企業の成長は遅れており、その多くがインフォーマル・セクターで従事しているのが現状である。しかしながら、就労人口の約9割が従事している中小企業の成長は、貧困の削減と包摂的な開発を達成する上で重要な手段であるとともに、モザンビークの民間セクターの成長には必要不可欠であると言える。

このような現状を踏まえ、本調査ではモザンビークの中小企業の現状、モザンビーク政府の中小企業振興政策の概要および外国政府・国際機関による中小企業振興に係る支援に関する情報をとりまとめた。

なお、本調査は経済産業省補助事業「平成28年度新興国市場開拓等事業費補助金(ロビイング活動支援事業)」の一環として、2016年9月首都マプトにおける現地政府・関係機関、外国政府関係機関へのヒアリングを行うとともに、南アフリカ共和国ヨハネスブルクにおける国際機関への訪問調査を実施、作成した。

¹ GIZ サイト (https://www.giz.de/en/downloads/giz2014-en-pro-econ-economic-development.pdf) 参照。GIZ とのインタビューでは、インフォーマル・セクターの就労人口に関する統計データはないが、一般的に 500 万人以上が中小企業に従事していると言われている。

第1章 モザンビークにおける中小企業の定義と現状

1.1 モザンビークにおける中小企業の定義

モザンビークにおける中小企業の定義は、これまで様々な政府機関によって独自の基準を用いて分類されてきた(表1参照)。2011年に制定された中小企業法令 44/2011によると、モザンビークの中小企業は、零細企業 (micro company)、小企業 (small company)、中企業 (medium company) に分類される。この分類では、従業員数と年間売上高が基準となる。例えば、零細企業の場合、従業員数が4名以下もしくは売上高が120万メティカル以下となっている。小企業の分類は、従業員数49名以下かつ売上高が1,470万メティカル以下、中企業の分類は、従業員数100名以下・売上が2,997万メティカル以下と定義されている。従業員数と売上高が分類の定義と一致しない場合、売上高の基準が優先される。例えば、従業員数が3名であっても売上高が300万メティカルである場合は、小企業に分類される。大企業もしくは国家が25%以上の株式を有する中小企業は、中小企業として分類されない。

企業統計は、統計局(INE)が集計しており、中小企業の統計も INEが取り纏めている。2009年の企業統計では、9名以下の従業員数を有する企業を小企業として分類していた。 INE の企業統計は、中小企業振興機構(IPEME)が構築している中小企業統計データに使用されており、登記をしているフォーマル・セクターの企業を対象としている。さらに、法人税制では、小企業を対象とした優遇措置が設定されており、年間売上が250万メティカル以下の小企業は、付加価値税が免除され、売上高の3%の法人税が適用されている。

表 1. モザンビークにおける中小企業の定義

分類	従業	従業員数分類(人)		売上高	分類(百万	Mt/年)
	零細	小企業	中企業	零細	小企業	中企業
中小企業法令	1~4	5~49	50~100	<1.2	1.2~14.7	14.7~
(Decreto nº 44/2011)						29. 9
INE 企業調査 (2009)	11	~9	10~29, 30~99			
			30~99			
法人税法				<2.5		
(Lei n° 34/2007)						

出所: Decreto n° 44/2011 (中小企業一般状態法令); Estatisticas das Empresas 2009, INE; Lei n° 34/2007 (法人税法令)

1.2 モザンビークにおける中小企業の現状

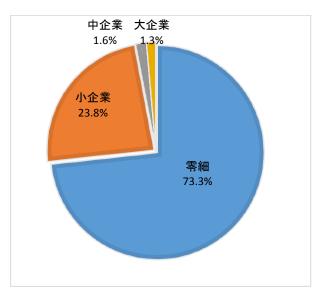
IPEME 企業データベースによると、中小企業はモザンビークの総企業数の 98.7%を占めており、5 万 156 社が中小企業として登録されている。中小企業のうち、零細企業の占める割合は 73.3%で最も多く、次いで小企業 (23.8%)、中企業 (1.6%) と続く (図 1 参照)。 2004 年に実施された INE の企業センサ

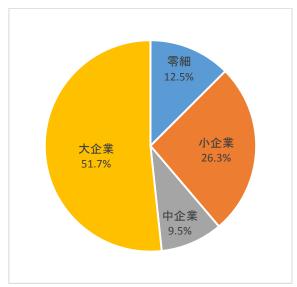
スでは 2004 年時点で中小企業数は 2万8,870 社となっており、それと比較すると 2016 年には 5万156 社まで増加していることが分かる。

フォーマル・セクターにおける従業員数では、大企業が 30 万 4,166 人と最も多くの労働者を雇用し ている。中小企業は28万4,128人(全体の48.3%)で、内訳をみると小企業(26.3%)、零細企業(12.5%)、 中企業 (9.5%) の順となっている。中小企業の従業員は、2004年の企業センサス時の12万9,225人に 比べると、倍増しており、約7%の成長率で増加している。

図 1. モザンビークのフォーマル・セクターにお ける零細企業、小企業、中企業、大企業の割合

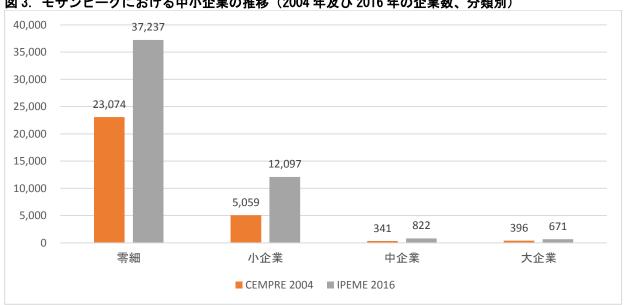
図 2. モザンビークのフォーマル・セクターにおけ る零細企業、小企業、中企業、大企業の雇用割合





出所: IPEME データ

図3. モザンビークにおける中小企業の推移(2004年及び2016年の企業数、分類別)

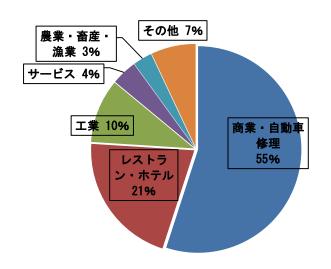


出所: IPEME データ; CEMPRE 2004, INE

中小企業の約55%は商業・自動車修理等のサービス産業に従事しており、次いでレストラン・ホテル (21%)、工業 (10%) と続いている。2004年企業センサスによると、小企業の登録数が最も多いのが カーボデルガード州 (6,735社) であり、ガザ州 (4,941社)、ナンプラ州 (2,572社) と続く。2004企業センサスでは、小企業は「個人名での企業」として会社登録している企業が圧倒的に多く (2万3,665社)、次いで「クオータ制度2の企業 (1,869社)」が続いている。

IPEME データは、インフォーマル・セクターの中小企業は含まれていないが、労働省によると、モザンビークでは 1,233 万人の就労可能人口³が推定されており、そのうちの約半数以上が労働市場に従事している就労人口と考えられている。就労人口からフォーマル・セクターに従事している大企業及び中小企業の従業員、さらに政府機関の労働者を差し引くと、インフォーマル・セクターに従事している中小企業の労働者の数は、約518 万人に上ると見込まれる。フォーマル・セクターとインフォーマル・セクターを含めた中小企業の従業員数は、約546 万と推定され、就労人口の89%に相当する。

図 4. 中小企業の経済活動



出所: IPEME データ

² 「クォータ制度」の企業とは、株式がクォータ (割合) に分割されている企業、すなわち有限会社を指す。

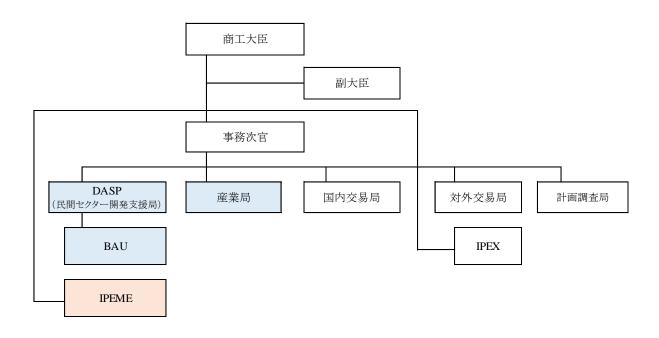
³ モザンビークにおける就労可能人口とは、年齢 15~59 歳の男性と年齢 15~54 歳の女性として定義されている。労働省「Boletim de Estatisticas do Tabalho 2014」。

第2章 中小企業振興に係る主要アクターとその構造

2.1 行政機関

モザンビークでは、商工省が中小企業振興を含めた民間セクター開発を担当している。2014年の総選挙後、商工省の組織編成が行われており、商工省の新組織は「閣議 2/2016」にて規定された。商工省内の中小企業振興に係る部局は、以下の図の通りである(赤色と青色)。

図 5. 商工省内の中小企業振興に係る部局



出所:「閣議 2/2016」をもとに作成

商工省内の民間セクター開発支援局(DASP)は、ビジネス環境の整備や民間セクターとの対話、中小企業の開発促進等を担当している。DASP は会社設立やライセンス取得サービスを提供しているワン・ストップ・ショップ(BAU)を監督している。商工省の産業局は、メガ・プロジェクトや産業活動における現地調達率向上及び産業化を通しての中小企業振興を担当している。現地調達率については、現在、法律を作成中であり、経済財務省(主管)と商工省が準備にあたっている。

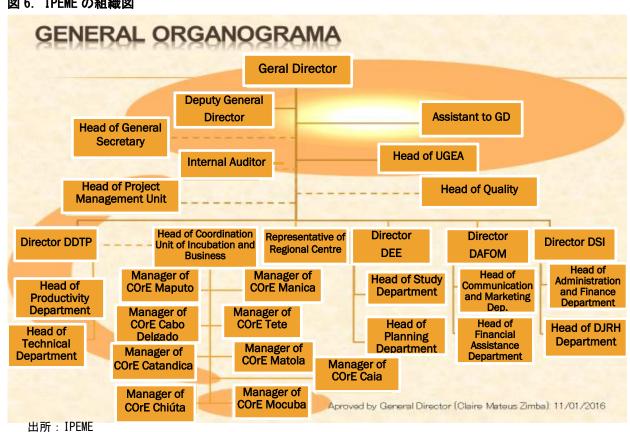
モザンビークの中小企業振興は、商工省傘下の中小企業振興機構 (IPEME) が担当している。IPEME は、中小企業戦略を実施する行政機関として、2008 年に法令 47/2008 によって設立された。IPEME の

権限は、法令 47/2008 の第4条に規定されており、以下の通りである。

- 中小企業の形成、発展、近代化の推進 1.
- 2. 中小規模の国産加工を行う産業団体の実施促進
- 農村地域の加工機材の促進活動 3.
- 中小企業のビジネス管理能力の形成 4.
- 技術支援と研修活動の調整を促進 5.
- インキュベータの推進と形成 6.
- 7. 既存のインキュベータの管理を保証
- 銀行との協定を通して、資金アクセスを促進し、企業資本を補完する手段と信用アク 8. セスを提供する
- 共同補償基金の設立とその適切な管理のための合意を促進 9.
- 10. 事業展開を支援する財源の確保
- 11. 中小企業と大企業とのリンクを推進

IPEME は、総裁をトップとして、副総裁、各部局の局長と続く。部局は、1)技術支援と中小企業と 大企業の橋渡しを支援する「技術開発及び生産性局(DDTP)」、2)中小企業の資金アクセスなどを支援 する「金融支援、組織及びマーケティング局(DAFOM)」、3) 市場情報や中小企業データベースを管理 する「調査統計局 (DEE)」、4)「内部サービス局 (DSI)」からなる。DDTP は、中小企業への技術サー ビスを提供するビジネス支援センター(COrE)を管轄している。

図 6. IPEME の組織図



6

経済財務省傘下の投資促進センター (CPI) は、中小企業も含めたモザンビークへの投資支援を行っている。輸出振興機構 (IPEX) は、展示会の開催などを通して中小企業を含めた輸出を振興している。現在、経済財務省傘下の IPEX、CPI、経済特区開発庁 (GAZEDA)、ザンベジ流域開発庁 (ADVZ) ⁴を統合するという動きもある。

2.2 民間団体

民間の経済団体としては、モザンビーク経済団体連合会(CTA)、モザンビーク中小企業連合会(APME)、商工サービス協会(ACIS)がある。CTAは、民間セクターの成長を促進する民間企業団体の連合であり、非政府団体として1996年に設立された。政府との対話においては、民間企業の代表としてビジネス環境の改善等の交渉を進めている。CTAの加盟団体は、140団体である。APMEは、中小企業のビジネス促進や中小企業の商品の質の向上などを目的として2015年に設立された。APMEは、非営利団体として登録しており、現在の加盟企業は、452社である。

ACIS は、民間の非利益団体として 2000 年に設立された。ACIS は、地元ビジネスの強化を通して産業と交易の発展を促進することと民間セクターの参加を通した持続的な成長を目的としている。ACIS はドナー機関とも連携しており、中小企業振興をドナーと共同で促進している。また、国際企業と中小企業とのリンケージについても積極的に進めている。ACIS の加盟企業は、400 社以上ある。

⁴ GAZEDA は、モ国の経済特区及び産業自由区を管轄している機関であり、ADVZ は、ザンベジ川流域のテテ州、ザンベジア州、マニカ州、ソファラ州の開発を促進する機関として設立されている。

第3章 モザンビークにおける中小企業振興政策と法制度

3.1 中小企業の関連法制度

前章で既述したとおり、モザンビークでは中小企業の分類が統一されていなかったことから、2011年に中小企業の定義や優遇措置を含めた中小企業一般状態法令(Lei n 44/2011)が制定された。同法令では中小企業の定義に加えて、中小企業振興における優先的な経済活動として、以下の12セクターを挙げている。

- 1. 農業ビジネス
- 2. パッキング
- 3. 小規模産業のバリューチェーン
- 4. 木材のバリューチェーン
- 5. 観光
- 6. 大企業やメガ・プロジェクトに供給する経済活動
- 7. 建設、特に建設資材の生産
- 8. 輸入代替に資する経済活動
- 9. 金属機械
- 10. 鉱業
- 11. グラフィック産業
- 12. 皮製品バリューチェーン

IPEME によると、上記の優先セクターの数が多いことと、新しい「政府 5 ヵ年計画 2015-2019」及び「産業政策戦略 2016-2015」が制定されていることを踏まえて、中小企業振興の優先セクターについても見直しを行い、改定するとのことである。中小企業への優遇措置として、中小企業の登記及びライセンスの登録における手続き簡素化、会社所在地の登録においては居住住所の登録を認可すること、資金アクセス情報の提供、展示会における中小企業の優遇措置、技術移転における優遇措置、技術支援等が規定されている。

税制においては、法人税法(Lei n°34/2007)において、小企業を対象とした優遇税制(簡素化税制: Regime simplificado)が規定されており、法人税として売上高の3%の税率が適用されている。簡素化税制では、所得税、付加価値税等の法人税以外の税が免除されている。

3.2. 中小企業振興政策

(1) 政府5ヵ年計画(2015-2019)

モザンビークでは、上位の国家開発計画として「政府5ヵ年計画」を策定しており、政府の開発計画の基礎となっている。「政府5ヵ年計画(2015-2019)」では、5つの優先分野があり、i)国家統合、平和と主権の強化、ii)人的社会的資源の開発、iii)雇用、生産性、競争の促進、iv)経済社会インフラの開発、v)天然資源と環境の持続的管理と透明性が挙げられている。さらに、これら優先分野を支援する

3つの柱を策定しており、I)民主的権利、良い統治、地方分権の強化、II) 均衡的かつ持続的なマクロ 経済環境の促進、III) 国際協力の強化、が挙げられている。

表 2. 政府 5 ヵ年計画(2015-2019)における中小企業振興関連の目標と指標

優先分野	戦略的目標	指標	目標値
		調査、技術革新、技術移	2014年の281から
	(i)全てのセクターにおけ	転のプロジェクトの数	2019年には450
	る生産と生産性の増加、特	漁業生産高(トン)	2014年の254,342ト
	る王屋と王屋匠の追加、特に、農業、畜産と漁業に焦		ンから 2019 年には
	点を置く		402,340 トン
慢先分野 iii:	小で巨く	ビジネス開発教材で支	2014年の1,500から
優儿ガヨ 111. 雇用、生産性、競争の		援される中小企業の数	2019年には13,200
促進	(ii)経済近代化と輸出増加	GDP における工業の占め	2014年の 11%から
	を志向する産業の促進	る割合	2019年には21%
		生鮮産品の卸売市場の	2014年の0から2019
	(iii)現地調達率の統合を	建設と操業	年には3
	保証する国産一次産品のバ		
	リューチェーンの促進	魚市場の建設と操業	2014年の11から
			2019年には43
支援柱 I: 民主的権利、良い統 治、地方分権の強化		事業ライセンス取得に	2014年の10日から
	(iv)ビジネス環境の改善	必要な日数	2019年には6日
		会社設立に必要な手続	2014年の9から2019
行、追力力推》为到L		きの数	年には5

出所: Pograma Quinquenal de Governo para 2015-2019

優先分野iii)の戦略目標「全てのセクターにおける生産及び生産性の向上」では、包摂的かつ持続的な経済成長を促す原動力として農業、畜産、漁業に焦点が置かれており、農業生産に向けた融資制度の構築、輸出及び国内交易の促進、林産物の植林と加工の促進等が挙げられている。中小企業促進としては、中小企業の能力向上に向けた商業活動や農産加工の発展を施行するクレジットラインの促進が優先活動として挙げられており、ビジネス開発教材で支援される中小企業の数を 2014 年の 1,500 社から 2019年には 1 万 3,200 社に増加することを目標としている。戦略目標「経済近代化と輸出増加を志向する産業の促進」では、雇用を促進する輸出志向の中小企業の能力を強化し、海外市場におけるモザンビーク企業の競争力を高めることが挙げられている。戦略目標「現地調達率(Local content)の統合を保証する国産一次産品の価値連鎖の促進」では、メガ・プロジェクトのバリューチェーンにおける国内産業の統合と成長の強化、特にモザンビークの中小企業に焦点が置かれており、物品のサービスの価値連鎖における小規模製品(中小企業が製造する小規模製品)の促進を優先としている。また、啓発活動などを通して、徐々にインフォーマル活動のフォーマル化を促進することが挙げられている。現地調達率については、現在、経済財務省において法律が策定されている。

戦略目標「ビジネス環境の改善」では、a)より多くの投資を誘致するため手続きの簡素化を行いビジネス環境と競争力を改善し、南部アフリカ地域及びグローバルな視点でモザンビークのビジネスランキングを位置づけること、b) 新しい市場参入者への参入障害を除去し、新規投資を誘致するような条件

を創出すること、c)土地所有権(DUAT)の取得時間を減らすこと、d)州都における e-BAU(Integrated Electronic Platform for One Stop Shop)の設置、e)政府と民間セクターの対話及び共同のメカニズムの強化と改善、特にモザンビーク企業のエンパワメントを優先すること、が優先活動として挙げられている。また、事業ライセンス取得日数の削減や会社設立に必要な手続きの数の削減を指標と用いられている。

(2) 中小企業振興政策と「中小企業振興戦略 (2007)」

モザンビークの中小企業振興政策として、2007年には「中小企業振興戦略(Estrategia para o Desenvolvimento das Pequenas e Medias Empresas em Mocambique)」が策定された。同戦略は、(1)ビジネス環境の改善、(2)技術能力と経営能力の創出、(3)中小企業への戦略的支援の開発、の3本柱からなり、21の行動計画から構成されている(表3参照)。ビジネス環境の改善については、商工省で別の戦略(「ビジネス環境改善戦略(EMAN、後述)」)が策定されており、重複があることと、活動計画の数が多いことが問題として指摘されている。「中小企業振興戦略2007」は、2007年~2012年を対象としており、2012年には見直しが行われた。

表 3. 「中小企業振興戦略 2007」の行動計画

戦略柱	行動計画
	1. Negative licensing ⁵ の導入
	2. 検査の簡素化された環境の創出
	3. 信用保証システムの導入
	4. リースシステムの実施
	5. 投資ファンド金融業者の操業を慫慂
ビジネス環境	6. 中小企業向けの融資及び他のサービスを増加するよう銀行を刺激すること
の改善のため	7. 農村信用及びマイクロクレジット機関との連携及びネットワークを強化するよう銀
の行動計画	行に働きかけること
○ ○ 11 到 回	8. 農村信用及びマイクロクレジット機関のリファイナンスのため政府信用の供与
	9. 税制と税制インフラの創出に関する調査
	10. 輸出と政府調達の促進を通した市場規模の増加
	11. 市場に関する情報フローの改善
	12. 中小企業のニッチの促進
	13. 起業家精神を慫慂するビジネス環境の創出
 技術能力と経	14. 技術者や熟練労働者の形成を促す社会環境の創出
営能力の創出	15. 技術訓練の費用共同システムの導入
西 配力・ク 配 口	16. 技術教育研修及び職業訓練の機関を強化
	17. ベース産業の会社、輸出志向の会社、信用供与におけるハイテク会社への優遇措置
 中小企業向け	18. 受益者のニーズに応じたインセンティブの提供
の戦略的支援	19. 投資促進及び誘致のための活動の強化
V 1240 H 1 X 1 X	20. 熟練労働者の誘致
	21. インキュベータの推進

出所: Estrateiga Para o Desenvolvimento das Pequenas e Medias Empresas em Mocambique

 $^{^5}$ Negative licensing とは、公式な営業ライセンスのない個人が、法的要件に違反しない限り営業を可能とする制度。

「中小企業振興戦略 2007」から約 10 年が経過したなか、「政府 5 ヵ年計画 (2015-2019)」及び「産業 政策戦略 2016-2025 (後述)」が策定されており、これら新しい国家計画及び戦略に基づいた中小企業振興策を作成する必要があるため、現在、商工省及び IPEME にて新しい中小企業振興戦略が準備されている。この新しい中小企業振興戦略のドラフトは既に完成しており、政府の承認待ちとのことである。同 ドラフトでは、現地調達率、輸出振興、統合的な中小企業支援策、モニタリング等が記載されているとのことである。

新中小企業振興戦略のドラフトでは、中小企業向けの融資銀行の設立が提案されているとのことであり、政府系中小企業融資銀行の設立に関して議論が行われている。モザンビークの中小企業向け融資は、市中銀行(Moza Banco、BCI 等)、マイクロ・バンコ(小規模銀行)、マイクロクレジット事業者等によって行われているが、高い利子率と複雑な手続きのため、多くの中小企業は融資を受けることができないという状況にある。モザンビークの貸付金利は、これまでも20%前後の高い水準で推移していたが、債務危機及び外貨不足の影響から、中央銀行レートが2015年9月の7.5%から2016年8月には17.25%まで急激に上昇しており、市中銀行の貸付金利もこれを受けて上昇し、償還期間1年の貸付では平均金利22.7%、プライムレートも21%まで上昇している。マイクロクレジット事業者も概ね市中銀行と同レベルの金利で貸し付けを行っているため、一般の中小企業にとっては、融資へのアクセスが困難となっている。

(%) 25 20 15 10 5 0 Agrif North N

図 7. 市中銀行の貸付金利の推移(2015年4月~2016年7月)

出所: Banco de Mocambique

モザンビークで金利が高い理由としては、土地私有制度がないため土地の担保を確保することができないこと、担保登録の手続きが複雑であること、金融機関の高い事務費等が挙げられている。こうした中、IPEME は中小企業の資金アクセスを確保するため、自ら中小企業金融機関を設立することを計画しているが、IPEME の金融機関としての経験・能力不足、国営企業の効率性や透明性確保の問題、民間金融機関との競合といった問題があるため、IPEME 傘下の中小企業金融機関の設立には反対する意見も多い。

2014年時点では、18市中銀行、10ミクロバンコ、285のマイクロクレジット事業者がモザンビークで操業しており、マイクロクレジット事業者は2011年の166事業者から2014年には285事業者に増加している。

表 4. モザンビークの金融機関 (タイプ別、2011~2014)

金融機関のタイプ	2011	2012	2013	2014
市中銀行	18	18	18	18
ミクロバンコ	8	8	10	10
信用協同組合	7	7	8	8
リース会社	0	0	0	0
投資会社	1	1	2	3
クレジットカード発行・管理機関	1	1	2	2
電子マネー機関	1	1	2	2
ベンチャー会社	1	1	1	2
共同購入管理会社	1	1	1	1
両替所	21	19	19	18
貯蓄貸付組合	10	11	12	12
マイクロクレジット事業者	166	199	233	285

出所: Annual Report 2013, 2014、Banco de Mocambique

IPEMEでは中小企業向け能力向上のため、ビジネス支援センター(COrE)を設立しており、ビジネス情報の提供やビジネス計画の作成支援などを提供している。COrE の技術支援サービスは30項目あり、ビジネス計画の他、企業登録、機材確保の支援、製品開発の設計、公共入札、投資の承認等、他の政府機関が支援している項目と重複していることと、広範囲にわたる項目が多いため、支援するスタッフの能力構築を行うことが難しいという点もある。IPEMEで支援する項目を絞り込み、適切かつ質の高いサービスを提供することが課題となっている。一方で、企業の経理や年次報告書の作成といった、一般的に中小企業の能力が不足している事項は、COrEのサービスに含まれていない。そのため、中小企業が必要としているサービスを再検討し、ニーズに合ったサービスを提供することが求められる。COrEは、マプト市内の他、マトラ市、マニカ州、ソファラ州、テテ州、ザンベジア州、ナンプラ州、カーボレルガード州に設置されている。その他には、インキュベーションセンター(IE)が IPEME 傘下で設立されている。

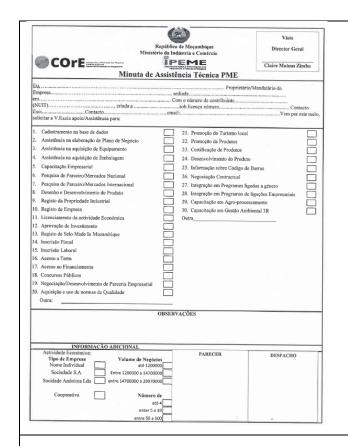




図8: COrEでの中小企業向けサービス申込用紙

図 9:マプト市内の COrE 外観

IPEME では、中小企業のデータベースを構築している。このデータベースは、統計局(INE)の企業センサスをベースとしており、フォーマル・セクターの企業のみが登録されている。商工省が発行する商業ライセンス、歳入庁が発行する単一登録番号(NUIT)、社会保険番号等、企業には様々な登録番号があるが、IPEME データベースは、これら企業登録データとの統合はされていない。

(3) ビジネス環境の改善

モザンビーク政府は、ビジネス環境の改善のため、以下の政策を実施している。

- 「ビジネス環境改善戦略 (EMAN: Estratégia para a Melhoria do Ambiente de Negocio)」の策定と実施、
- ② 「Doing Business」指標の向上、
- ③ 政府と民間セクターとの対話、優先マトリックスの作成

最初の EMAN は 2008 年に策定され、 i) 法的改革、ii) 税制及び金融環境、iii) インフラ、iv) ガバナンスを戦略的目標として挙げられていた。現在は、「EMAN II- 2013/2017」が実施されており、(1) ビジネス手続きの簡素化、(2) 競争力の改善、を主たる戦略的柱としている。ビジネス手続きの簡素化においては、商業ライセンス取得時間の減少、建設ライセンスの取得時間の減少、税及び料金払いにおける煩雑性の緩和を目標として掲げており、以下の表の通り、具体的な数値目標も示されている。商工省

によると、商業ライセンスの取得は、簡素化手続きが実施されたため、現在8日間で取得できるように なったという。

表 5. EMAN II における戦略的目標の指標と目標値

戦略的目標	指標	ベースライン	目根	票値
			2013	2017
	商業ライセンスの取得日数	13	10	6
ビジネス手続き	建設ライセンスの取得日数	377	152	89
の簡素化	会社設立に必要な手続きの数	9	9	5
42 IBT 2/C C	電子課税			Pilot の実施 (2015 年)
	ライセンス費用 (費用/一人当たり GDP)	19. 7%	19. 7%	10%
	輸入コスト (USD/コンテナ)	USD 1,545		1, 300
 競争力の改善	輸出コスト (USD/コンテナ)	USD 1,100		700
競爭力の政告 	建設ライセンスの取得費用	113.3%		100%
	(費用/一人当たり GDP)			
	株式市場 2 部に登録している	0	·	8
	中小企業の数			

出所: EMAN II - 2013/2017

EMAN IIでは、統合的 IT プラットフォームである e-BAU の構築も主たる柱としている。BAU は、ワンストップ・ショップとして、会社設立時の手続き、ライセンス取得サービス、認証サービス、商業車両登録サービス等を提供している。数年前までは、会社設立手続きでは、BAU で商業ライセンスと財務単一番号 (NUIT) のみを取得することができたが、その後手続き簡素化が進められ、会社の登記、社会保障の登録、認証サービス等も BAU で行うことができるようになった。BAU は、各州に設置されている。e-BAU は、ライセンス情報等を管理する統合的な IT プラットフォームであり、商業ライセンスのみでなく、観光ライセンス、産業ライセンス、簡素化ライセンス、NUIT、社会保障等のデータを統合的に管理しており、各省庁からアクセスすることができる。

「Doing Business」指標は、世界銀行が支援しているビジネス環境ランキングであり、EMANII の指標と関連しているものもある。世界 189 か国が参加しており、モザンビークは 2016 年現在、133 位にランクされている。2015 年の 128 位から 5 ランク下がっているが、得点的には 2015 年の 53. 66 ポイントから 53. 98 ポイントに若干上昇しており、徐々にビジネス環境が改善されていると言える。「Doing Business」の 10 項目のうち、モザンビークでランクが低いのは「電力の取得(164 位)」、「信用の取得(152 位)」、「契約の強制(184 位)」であり、これら項目の改善が求められている。モザンビークのランクが一向に改善されないことから、商工省は世銀にランキング向上のための支援を要請し、国際調査団が派遣された。この国際調査団が、課題の検討とランキング向上に必要な手段等を取り纏めて提言書を提出し、商工省は、この提言書に基づいてランキングの上昇に努めている。

モザンビーク政府と民間セクターは、CTAを通して、定期的にビジネス環境改善のための対話を行っている。商工省との定期的な対話に加えて、年1回の大統領を加えた政府-民間セクターとの対話、年3

回の首相を加えた政府-民間セクターの対話、各州代表(GIP: Grupo Intersectional Provincial))との対話が行われている。政府-民間セクターとの対話では、毎年、公共セクター改革の優先事項と民間セクター改革の優先事項を取り纏めた「優先マトリックス」が作成されている。2015年8月~2016年7月の民間セクター改革の優先事項は、以下の表の通りである。

表 6. 民間セクター改革に関する「優先マトリックス」の内容(2015年8月~2016年7月)

優先事項	活動	期限	現状
請負業者の登録 (Cadastro) のための電子プラットフォ ームの設計	プラットフォームに 関する調査を設計	2016年7 月	事業計画と資金の確保登録システムの形成法的側面について公共事業省と合意プラットフォームの始動待ち
商品・サービスの供給期限 の遵守を促進	遅延の要因を見極め て、具体的な行動を選 定する	同上	- 契約遵守に関する啓蒙と教育活動 を開始
脱税や租税回避の削減を促進	ワーキンググループ の形成、活動計画の作 成と実施	2015 年 10 月	以下の活動を実施。 - 月毎の租税カレンダーの配布 - 租税マニュアルの作成と配布 - 租税に関する啓蒙ビデオの作成と開始 - CTAの能力と促進活動に本課題を含める
1000 経済団体の研修を促進	小規模・インフォーマル団体と研修に関する連絡調整 活動計画の実施とモニタリング	2016年7月	 Beira Commercial Assocation を 通して、EU からの資金援助を得 て、インフォーマル・セクター 団体の能力強化プロジェクトを 開始 経済活動ライセンスマニュアル を作成、配布 インフォーマル(会社登録の必 要性と利益)に関する啓蒙・教 育活動の開始
汚職行為の否定	汚職撲滅委員会に汚職を否定する 政府に毎月汚職行為 を報告	2016年7 月	 CTA 内に汚職行為を否定する部署を設立 CTA は汚職撲滅のための行動倫理規範を承認 汚職に関する啓蒙・教育ビデオの作成と開始 汚職行為を否定する市民を保護するメカニズムが必要である
破産管理団体の形成	破産管理団体の形成	2015 年 12 月	モザンビーク破産管理者団体 (AMIN) の形成AMAIN の法制化承認待ち

出所: "Ponto de Situação Matrizes de Prioridades - Agosto de 2015 a Julhode 2016", Setembro 2016

(4) 産業政策戦略 2016-2025

2007年には、最初の産業政策戦略が作成されたが、「政府5ヵ年計画2015-2019」を反映する新しい 産業政策戦略を作成する必要性が生まれたことから、2016年5月、「産業政策戦略2016-2015」が策定 された。右政策戦略では、以下の産業が優先産業として選定されている。

- 食料・農業産業
- 衣類、繊維、履物
- 非金属材料(セメント、ガラス、セラミックス、石灰等)
- 金属製品の冶金と製造(鉄、鉄鋼、アルミニウム等)
- 木材の加工と家具
- 化学、ゴム、プラスチック(メタノール、GPL、GTL、肥料等)
- 紙と印刷

中小企業振興に関連する戦略の柱は、「8. 産業開発促進のための適切な制度モデルの定義」で記載されており、IPEME の再編成が記載されている。指標としては、産業セクターに係る中小企業を形成、実施、対応する特定部署を IPEME 内に形成すること、IPEME の他の機関との関係モデルを承認することが記載されている。産業政策戦略を達成する手段として、1)産業セクターにおける投資へのインセンティブと手続きの簡素化、2)資金アクセスへの促進、3)政府調達における国産商品への優遇措置、4)PPP を通した産業開発のためのインフラへの投資、5)税制と通関におけるインセンティブ、が挙げられている。資金アクセスの促進では、信用保証ファンドの設立や譲許的なクレジットラインの創設が計画されている。

第4章 外国政府・国際機関等による中小企業振興に係る支援・取り組み

4.1 ドイツ国際協力公社(GIZ)による中小企業振興支援

ドイツ援助機関である GIZ は、2010 年~2016 年の間、ProEcon プログラム(Improving the framework conditions for sustainable economic development in Mozambique)を実施しており、モザンビークにおける中小企業振興及びビジネス環境の改善を支援している。ProEcon では、専門家を商工省に配置して技術支援を行っており、法制度及びライセンス簡素化への支援、BAU を通したビジネス環境の改善、農村地域への信用供与、EMAN II の実施支援と EMAN III の策定準備の支援、官民政策対話への支援を実施している。本プログラムの中間レビューが 2016 年に行われており、2017-2019 年の新しい ProEcon プログラムが開始する予定である。

法制度支援では、競争法枠組み(独占禁止法、2015)の策定支援、商業ライセンスと NUIT 手続きの簡素化が行われた。小規模企業への簡素化税制の導入や、BAU を通してのライセンス手続きの簡素化といった改善が見られている。また、農村金融では、包摂的な金融制度の導入を目指しており、伝統的なXitique(インフォーマルな貯蓄信用制度)を活用して、モザンビーク銀行及び金融機関を通した信用貸付を行っている。支援の対象は、マニカ州、ソファラ州、ザンベジア州であり、他の州への拡大も検討される。また、8 政令都市では、モバイルバンキングが導入されている。

民間セクターとのパートナーシップ・プログラム (DPP) も実施されており、支援プログラムにおけるモザンビーク民間企業との連携を促進している。事例として、包摂的なティラピア生産事業が ProEcon プログラムと地元観光業者と連携して行われ、地域経済の発展と漁獲高の増加がもたらされた。援助プログラムにおける民間セクターとのパートナーシップは、ACIS が促進している。

4.2 米国国際開発庁(USAID)による支援

アメリカの援助機関である USAID は、保健、民主化、教育、経済成長の分野を支援しており、そのうちの経済成長では、1) 政策(SPEED-Support Program)、2) 農業ビジネス(Feed the Future Mozambique)、3)生物多様性と気候変動、を支援している。政策支援の SPEED プログラムでは、ビジネス環境の改善、貿易促進、競争力の強化等を支援している。この SPEED プログラムは、4 年間プログラムで 2016 年 6 月に終了し、新たに「SPEED +」が 2016 年 10 月から開始される予定である。 SPEED では、輸出入の税関システムの電子化、Single Electronic Window System(JUE: Janela Electronica Unia)の導入を支援した。 Single Window の導入により、オンラインでの手続きが可能となり、税収も大幅にアップしたという。また、BAU への技術支援や、ザンベジア州とテテ州の CO r E への技術支援サービスも実施された。 SPEED では、各課題に関する調査を行い、その調査結果に基づいて商工省との協議をし、研修、規則の改定、機材の供与などの支援を行っている。各調査のレポートは、SPEED のサイト

(http://www.speed-program.com/our-work/all-publications) にて閲覧可能となっている。SPEEDでは、Doing Business でのランキング改善に支援しており、マプト市、ケリマネ市等における建設ライセンス取得の手続き簡素化を支援している。税制では、農業セクターにおける税制の簡素化及び改善に向けて支援をしている。また、中小企業の融資支援として、MozaBanco、Banco Terra、Banco Opportunidade、Socremo などの銀行を通して 50%の保証を供与している。

2016年9月から開始される SPEED+では、1)農業セクター、2)ビジネス環境、3)貿易促進、4)電力及び給水の分野において支援することが計画されている。電力コストの削減と安定した電力供給は、ビジネス活動の基本であることから、電力セクターにおける改善も SPEED+に含まれることになるという。

4.3 国際金融公社 (IFC) による支援

世界銀行グループの IFC では、投資環境の改善、貿易の促進、Mozlink と呼称されるリンケージプログラム、中小企業への能力強化プログラム、ウェッブサイトでの SME Toolkit を通した中小企業への技術支援、中小企業への資金提供サービスを通して、モザンビークにおける中小企業振興を支援している。Mozlink は、アルミニウム製錬工場のモザールと地元中小企業とのリンケージを支援しており、地元の250 のサプライヤーを支援した。Mozlink では、モザール調達におけるマーケティング能力の強化、ビジネスマッチング、SME ネットワークの形成を通した情報の共有を行い、中小企業の成長に貢献した。

中小企業への能力強化プログラムとして、Business Edge(2009-2014)という研修プログラムが実施された。Business Edge では、中小企業の能力を強化するトレーナーへの研修を行い、これまでエドワルドモンドラーネ大学、Ernst & Young、Gapi(信用供与会社)、IPEME、テテ州工科大学等が 59 コースを受講した。SME Tookkit は、ウェッブ上で経理・財務管理、人材管理、税務管理、マーケティング等に関する研修を無料で提供するプログラムであり、2010 年に導入された。これまで 36 トレーナーを訓練し、エドワルドモンドラーネ大学(UEM)を Toolkit プラットフォームの管理者として選定している。これまで約 30 万人がアクセスしたが、UEM の管理者が 1-2 名と少ないこと、モザンビークへの状況に応じた Toolkit の開発も今後の課題として検討される。また、市中銀行の BCI と提携して、「Women in Business」プログラムを実施しており、女性起業家の能力強化を振興している。中小企業への融資として、「Mozambique Small and Medium Enterprise Initiative (MSI)」が実施された。MSI では、スイス及びフィンランド政府と連携して中小企業向けの融資ファンドを設立し、投資事業、資本、ローンへの融資を行った。

ザンベジア州とマニカ州で森林プランテーション事業を実施している Portucel Mozambique は、IFC から融資を受けている。IFC は、この森林プランテーション事業における中小企業のバリューチェーンプログラムを支援している。既に 10~20 社がバリューチェーンプログラムに参加をしており、森林プランテーションから派生する経済活動を促進している。

第5章 モザンビークにおける中小企業及び中小企業政策に関する問題点

本調査に係るこれまでの情報収集に基づくと、中小企業政策に関する問題点や中小企業の課題について、以下の点が指摘される。

• 中小企業の支援ニーズ及び支援ツールの再検討

中小企業の技術支援を行っている COrE では、実際に中小企業が必要としている項目(財務管理、税務管理、マーケティング等)がなく、製品開発の設計や投資の承認などの 30 項目の広範囲に渡っている。また、COrE は設立が浅く、トレーナーの能力も高いとは言えない。そのため中小企業の障害や支援ニーズを再検討し、項目を絞り込んだ支援を行うことが必要である。COrE のトレーナー等の実際に研修を提供する人材の育成も課題として挙げられる。IFC が支援している SME Toolkits を有効活用して COrE の技術支援を改善するなど、中小企業の能力向上プログラム・支援ツールを改善していく必要がある。

中小企業振興戦略の優先事項の絞り込みと支援の必要性

既存の中小企業振興戦略には、他の政策・戦略との重複が見られる。例えば、既にビジネス環境整備については、EMAN や Doing Business といった枠組みにおいて DASP で取り組まれているため、新しい中小企業振興政策では、支援項目の焦点を絞りこみ計画する必要があると言える。EMAN は、GIZ 専門家が商工省に配置されて支援をしていたが、中小企業戦略については、ドナーがドラフトのレビューをしているものの、EMAN のようなドナー支援は行われていない。中小企業振興戦略の作成と実施において支援の必要性があると思われる。

中小企業の資金アクセス

高い金利と煩雑な手続きのため、中小企業の資金アクセスは非常に困難な状況である。無担保での貸出や手続き簡素化により、現在の融資制度においても改善される可能性もある。中央銀行の金融政策が、中小企業等の民間セクターのビジネス展開に冷遇であるという状況も言える。政府系中小企業金融の設立が検討されているが、まずは、適切な中小企業への融資制度を構築する必要があると言える。

• 中小企業の市場アクセス

一般的に、モザンビークの中小企業は、ビジネスチャンスとなる情報へのアクセスに制約があると言える。現地調達率向上の法制度が準備されているが、例えば、政府調達への参加資格(Cadastro)の取得手続きが煩雑であることや、参加資格には財務諸表等の中小企業にとって作成が難しい書類を提出する必要があり、中小企業にとってアクセスが難しいことが指摘される。外資や輸出志向産業から派生するビジネスチャンスは、中小企業振興を促すことになるが、これら市場情報へのアクセスが制約されていることも指摘される。政府調達への参加資格の手続き簡素化や、中小企業への市場情報の提供、IFC

が支援したリンケージプログラム、ビジネスマッチング、バリューチェーンプログラム等を他のセクターにおいても拡充していくことが重要と思われる。

レポートをご覧いただいた後、アン	·ケート(所要時間:約1分)にご協力ください。
https://www.jetro.go.jp/form5/pu	ub/ora2/20160083
モザンビークの中小企業振興策	
モリフローソの中小正未派英東	
	作成者:日本貿易振興機構(ジェトロ)
	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
	TEL:03-3582-5180(海外調査部中東アフリカ課)
	http://www.jetro.go.jp